

## センターにおける医療安全管理について

～安全・安心・良質な歯科医療提供のために～

### 【はじめに】

平成 19 年 4 月に施行された第 5 次改正医療法により、地域歯科診療所を含めたすべての医療機関において、医療安全の確保に関する指針の作成とその実施が義務付けられました。

当センターにおいても医療安全管理指針を作成し、職員全員が医療安全の必要性や重要性を自分自身の課題として認識して医療事故の防止に積極的に取り組み、患者さんやその保護者との信頼関係を保つように努めています。

### 当センター医療安全管理指針により設けられた、医療安全管理委員会の業務

- ・医療安全管理委員会の開催 ・医療事故の分析と再発防止策の検討
- ・医療事故、院内感染防止対策および改善策の立案 ・防止策・改善策実施状況の調査および見直し
- ・医療安全管理指針の改定 ・院内感染対策指針の改正 ・医薬品業務手順書の改定
- ・医療事故防止マニュアル、院内感染防止マニュアル、緊急時対応マニュアルの作成、点検、見直し
- ・医療機器の保守管理計画の策定 ・医療安全管理のため職員研修の企画立案
- ・医療安全管理の検討および研究、その他医療安全管理に関すること

今回はセンターにおける医療安全管理の取り組みの中の、ヒヤリ・ハット、アクシデントの対応についてお知らせいたします。

### 【ヒヤリ・ハット事例の報告と評価分析】

#### （1）報告・評価分析システム

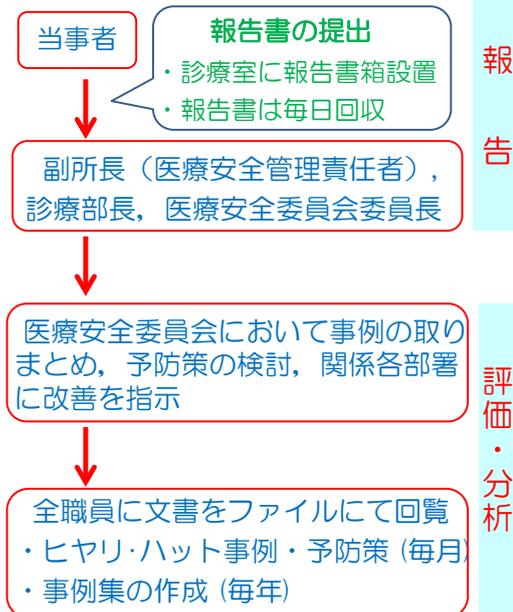
日常診療の現場で「ヒヤリ」「ハット」とした事例が起きた場合、センターでは右図のような流れで報告書の提出と評価分析、全職員へフィードバックを行っています。

（報告の促進）報告書は提出しやすいように、所定の報告用紙と回収箱を各診療室に設置しています。

（報告書の流れ）提出された報告書は毎日回収され、医療安全管理責任者・診療部長・医療安全管理委員会委員長を経て、医療安全管理委員会に送られます。

（評価分析）委員会では報告書をもとに院内システムのエラー発生要因を把握するとともに、関係する各部署に必要な改善の指示を出します。さらに得られた情報は、全職員に定期的に文書をファイルにて回覧するとともに、年度ごとに「ヒヤリ・ハット事例集」をまとめることで周知を図っています。

#### ヒヤリ・ハット事例の報告と評価分析の流れ

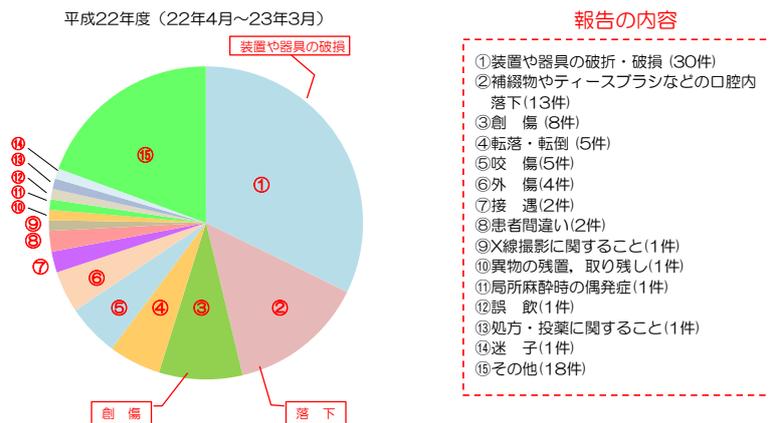


報  
告

評  
価  
・  
分  
析

## (2) ヒヤリ・ハットの報告件数・報告内容について

平成 22 年度（22 年 4 月～23 年 3 月）には、合計 93 件の報告がありました。



器具破損の一例



治療中に患者さんの不意の咬み込みのため、デンタルミラーの鏡面が破損

（「平成 22 年度 ヒヤリ・ハット報告書集計」より）

## 【アクシデントへの対応と報告】

### (1) アクシデント対応マニュアルの作成

診療中のアクシデントに備え、右図のような「緊急時連絡手順」、「血液暴露事故フローチャート」、「患者さん迷子時の搜索チャート」を作成しました。

これらはアクシデント発生の際の職員の行動が「フローチャート化」されており、各自がこの流れに沿って対応します。また必要な際はすぐに参照できるように、センター内の全ての診療室に常備してあります。



（全診療室常備のマニュアル）

### (2) 職員研修の実施

医療事故、院内感染防止、医薬品・医療機器の安全使用などにかかわる内容で、職員に対する実地を含めた研修を定期的の実施しています。

### (3) アクシデント発生時の対応

センター内でアクシデントが発生した場合、診療担当医は歯科麻酔医や周囲の診療スタッフにも協力を求め、必要な救命・救急処置を実施するとともに、医事職員は医療機関への連絡、および搬送の手配をします。なおセンターでは、近隣の総合病院と緊急時の患者さん受け入れの提携を結んでおり、必要時には迅速に搬送を行います。

### (4) 報告のシステム

アクシデントに関わった当事者は、速やかに所定の用紙にて報告します。

提出された報告書は、医療安全管理責任者 → 診療部長 → 医療安全委員会委員長を経て、医療安全委員会に送られます。医療安全委員会では、①事故の原因、②組織としての責任体制、③これまで講じてきた安全対策の効果、④同様の事例、⑤医薬品・医療機器等安全性情報（厚生労働省）への報告およびメーカーへの改善要求、等について評価検討を加えます。そしてセンター内部でも必要な改善を行い、今後の医療安全対策に反映させています。

## 【まとめ】

センターでは今回ご紹介したような安全管理体制をとっています。そして職員全員が医療安全に対する情報を共有することで事故発生防止に取り組み、今後とも障害者歯科医療において安全・安心・良質な歯科医療を提供するために、適切な医療安全管理を推進してゆきます。